

大村市子ども読書活動推進計画

【改訂版】



平成 30 年 3 月

大村市教育委員会

目 次

大村市子ども読書活動推進計画の改訂にあたって	1
------------------------	---

第1章 計画策定の趣旨

1 子どもの読書活動の意義	3
2 計画策定の目的	3
3 基本方針	4
4 計画の期間	4
5 計画の体系	5

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における読書活動の推進	6
2 地域における読書活動の推進	7
3 幼稚園・保育所（園）・認定こども園などにおける読書活動の推進	8
4 学校における読書活動の推進	9
(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	9
(2) 学校図書館の整備・充実	9
5 市立図書館における読書活動の推進	10
6 障がいのある子どもへの読書活動の推進	11
7 子どもの読書活動に関わるボランティアなどへの支援	11

第3章 計画の数値目標	12
-------------	----

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律	13
用語の説明	15

大村市子ども読書活動推進計画の改訂にあたって

大村市は、平成25年3月に、国や長崎県の子ども読書活動の推進に関する計画及び「大村市教育振興基本計画」を踏まえ、大村市の子どもたちが読書に親しみながら、読書習慣を身につけ、豊かな心を育むことを目的として、「大村市子ども読書活動推進計画（H25～H29、以下「推進計画」という。）」を策定しました。

推進計画の策定後、本市では、教育振興に向けた施策を総合的、計画的に進めるために「第二期大村市教育振興基本計画（H27～H31）」を策定し、続いて、本市のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる「第5次大村市総合計画（H28～H37）」を策定しました。

一方、国は、「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（H30～H34）」を現在策定中であり、長崎県は、「第四次長崎県子ども読書活動推進計画（H31～H35）」を平成30年度に策定予定であります。

さらに、推進計画策定後には、本市に県立・市立一体型図書館（仮称）（以下「一体型図書館」という。）の建設が決定し、現在、平成31年度の開館に向け、建設工事が進んでおります。この一体型図書館の開館は、本市の子どもたちの読書活動推進に大きな役割を果たすことが期待されます。

今回の改訂では、大村市、教育委員会、国及び県の関連計画との整合性を図り、一体型図書館の開館後の環境の変化に対応するため、計画期間の延長、数値目標の再設定及び表記などの時点修正を行いました。

今後も、更に子どもの読書活動推進のための方策に取り組んでまいります。

参考

【大村市の計画】

第5次大村市総合計画（H28～H37）

第二期大村市教育振興基本計画（H27～H31）

第三期大村市教育振興基本計画（H32～H36） H32.3 策定予定

大村市子ども読書活動推進計画（H25～H29）

大村市子ども読書活動推進計画（H25～H31） H30.3 改訂

第二次大村市子ども読書活動推進計画（H32～H36） H32.3 策定予定

【国の計画】

第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（H25～H29）

第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（H30～H34） H29 策定予定

【長崎県の計画】

第三次長崎県子ども読書活動推進計画（H26～H30）

第四次長崎県子ども読書活動推進計画（H31～H35） H30 策定予定

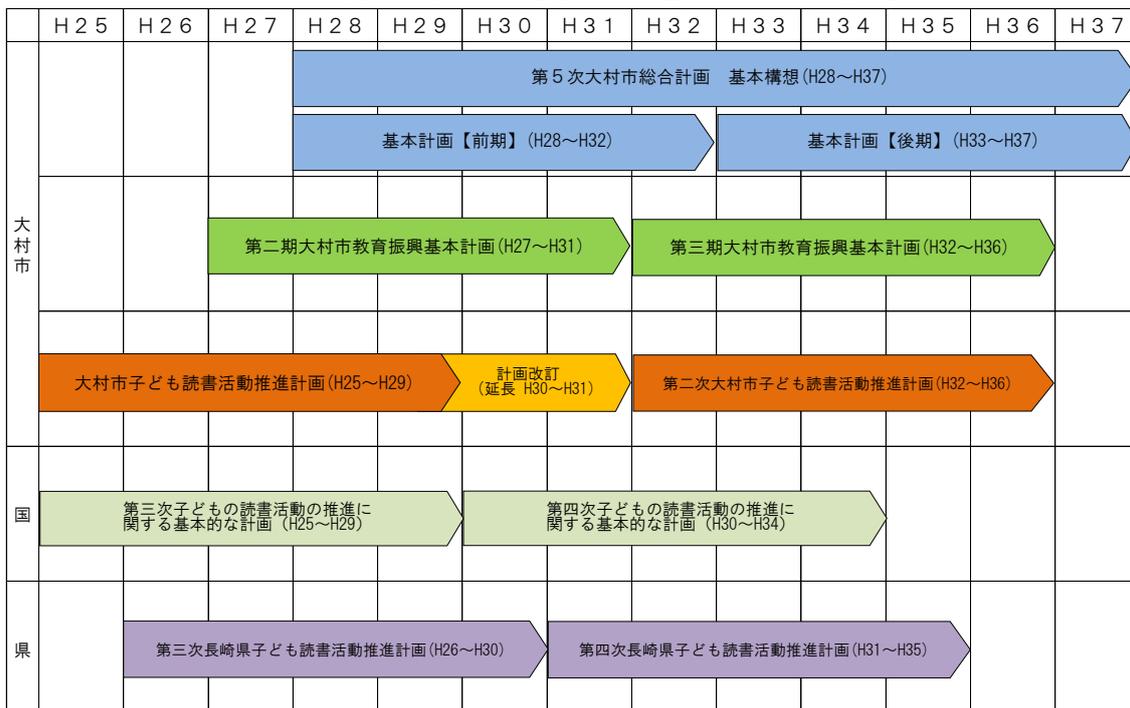
【新図書館の建設】

大村市立図書館の休館 H29. 10. 1～

大村市立図書館仮事務所の開所 H29. 12. 5～

県立・市立一体型図書館（仮称）の開館 H31. 11 予定

大村市子ども読書活動推進計画と大村市・国・県の関連のある計画



第1章 計画策定の趣旨

1 子どもの読書活動の意義

本には自分の知らない世界や自分とは違うさまざまな人の考え方が書かれています。それを知ることで、想像力や感性が磨かれ、コミュニケーション力を養い、人生をより深く生きる力を身につけることができます。また、本を読むことで言葉や知識を獲得し、思考力を高め、表現力や創造力を豊かにします。情報化社会が進展する今日、氾濫する情報の中から必要とするものを自分で見極め、判断する力をつけるためにも読書は大切です。苦しい時、悩みを抱えている時、読書により問題解決の糸口を見つけたり、新たな生き方に出会い、救われることもあります。

このように、読書は私たちが生きていく上で大変重要なものです。まして、子どもの成長過程においては、読書は大きな役割を果たします。しかしながら、テレビ、インターネット、携帯電話などさまざまな情報メディアの普及により、子どもが楽しみを得る手段が多様化し「読書離れ」が指摘されています。

大人が読書の意義を理解し、自ら読書する姿を子どもに示して、読書のおもしろさ、楽しさ、大切さを伝えるとともに、子どもが読書習慣を身につけることができるよう、手助けしていくことが大切です。

2 計画策定の目的

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、平成20年3月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)」を策定しました。

また、長崎県も平成16年2月に「長崎県子ども読書活動推進計画」を、平成21年2月に「第二次長崎県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

大村市は、これまでの国や県の計画と「大村市教育振興基本計画」を踏まえながら、本市の子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけ、豊かな心を育むことを目的として、この計画を策定します。

3 基本方針

この計画は、次の3つの基本方針をもとに策定します。

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実を図ります。
- (2) 市立図書館をはじめ、学校図書館や中地区・郡地区公民館、各地区住民センターの図書室など子どもの読書環境の整備充実を図ります。
- (3) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、市立図書館などの子どもの読書に関わる機関の連携・協力の強化と、子どもの読書に関わる人材の育成を図ります。

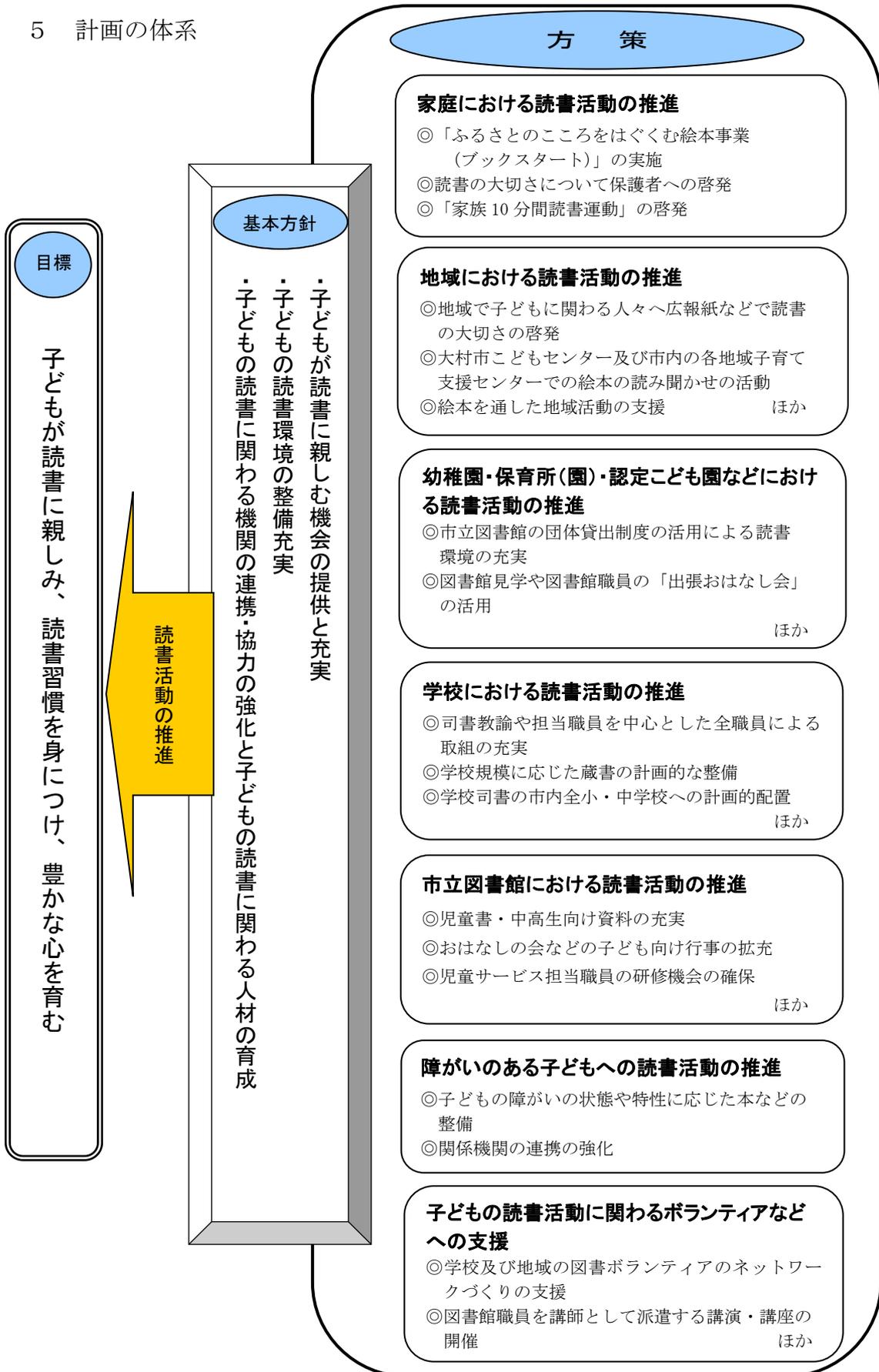
4 計画の期間

本計画は、平成25年度から平成31年度までの7年間とします。



「としょかんおはなしひろば」での読み聞かせ

5 計画の体系



第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における読書活動の推進

子どもの読書の第一歩は、赤ちゃんの時から絵本の読み聞かせから始まります。赤ちゃんにとって、大人から絵本を読んでもらうことは、自分に向けられた愛情と語りかけられる言葉とスキンシップにより、心と言葉の成長だけでなく、大人との信頼関係を育むものであり、非常に重要なことです。

本市では、平成14年度から、1歳未満の赤ちゃんに絵本をプレゼントする「ふるさとのところをはぐくむ絵本事業（ブックスタート）」^{*1}を実施しています。この事業は、絵本を通して楽しい親子のふれあいの時間を作り、信頼関係を深め、心と言葉を育ててほしいとの願いから始まりました。読み聞かせの大切さを保護者に理解してもらい、家庭での読書環境づくりを推進する上で大切な事業であり、今後も継続していきます。

また、テレビやゲーム、スマートフォンなどの電子機器や、インターネットをはじめとする情報メディアの普及により、家庭における読書の時間が減っています。保護者へ読書の大切さについて啓発し、長崎県が推進している「家族10分間読書運動」^{*2}について広報活動を行い、家庭における読書活動の推進に努めます。

【主な取組】

- ① 「ふるさとのところをはぐくむ絵本事業（ブックスタート）」の実施
- ② 読書の大切さについて保護者への啓発
- ③ 「家族10分間読書運動」の啓発



「ふるさとのところをはぐくむ絵本事業（ブックスタート）」で配られている絵本

2 地域における読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、保護者だけでなく、地域で子どもに関わる人々も重要な役割を担っています。そのため、広報紙などを利用して、読書の意義や大切さについての啓発活動を行います。

また、大村市こどもセンター及び市内の各地域子育て支援センターでは、機会あるごとに乳幼児と保護者に絵本の読み聞かせを行い、親子で絵本に親しむことの楽しさを伝えています。各センターの職員とボランティアにより、活動を継続します。

子どもの身近に読書環境を整え、異年齢の子どもや保護者同士の交流の場にもなるようにと、市内の町内公民館やコミュニティセンターの一部には地域文庫^{※3}が開設されています。学校を終えた子どもが帰宅するまで過ごす放課後児童クラブや放課後子ども教室においても、読書に親しむ活動を行っています。

これらの地域の子どもに関わる施設の読書環境が、市立図書館の団体貸出制度^{※4}を利用することで充実するように努めます。

地域に小さな箱を設置し、絵本を無料で貸し出す「小さな図書館」^{※5}という非営利の運動を通して、子どもたちが絵本と触れ合い、地域の人々と交流しています。このような絵本と子どもたちの笑顔が溢れる地域の活動を支援します。

【主な取組】

- ① 地域で子どもに関わる人々へ広報紙などで読書の大切さの啓発
- ② 大村市こどもセンター及び市内の各地域子育て支援センターでの絵本の読み聞かせの活動
- ③ 市立図書館の団体貸出制度の利用による読書環境の充実
- ④ 絵本を通じた地域活動の支援



「小さな図書館」の絵本を読む子どもたち

3 幼稚園・保育所（園）・認定こども園などにおける読書活動の推進

幼稚園・保育所（園）・認定こども園などでは、絵本を活用した教育・保育を行っており、幼児期における絵本の重要性を十分認識し、図書室や図書コーナーを設けています。市立図書館の団体貸出制度や「おむらんちゃん貸出文庫」^{※6}などを積極的に活用し、更なる読書環境の充実を図ります。

また、子どもたちがより多くの絵本に触れることができるよう、図書館見学や「出張おはなし会」^{※7}などを活用します。

併せて、読書に対する幼稚園教諭や保育士などの意識や読み聞かせ技術などを向上させるため、研修会などへの参加を推進します。

さらに、保護者に対し、子どもの読書の大切さや読んでもらいたい本、話題の本を紹介するなど積極的な情報の発信を行います。

【主な取組】

- ① 市立図書館の団体貸出制度の活用による読書環境の充実
- ② 図書館見学や図書館職員の「出張おはなし会」の活用
- ③ 幼稚園教諭、保育士などの研修会などへの参加の推進
- ④ 保護者に対する積極的な情報の発信



市立図書館を利用する保育所（園）などの子どもたち

4 学校における読書活動の推進

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

市内の各小・中学校では、始業前に全校一斉の「読書タイム」^{※8}を設け、子どもだけでなく、教師も共に読書に親しんでいます。また、多くの学校で図書ボランティアによる絵本の読み聞かせなども盛んに行われ、子どもに読書の楽しさ、おもしろさを伝えています。

子どもの読書習慣を確立するためには、読み聞かせなどの受動的な読書から能動的・自発的な読書へと変わる小学校中学年から高学年における読書指導が大切です。担当教師、司書教諭^{※9}、学校司書^{※10}、図書ボランティアが協力し、市立図書館とも連携することで、学校における読書活動の推進を図ります。

【主な取組】

- ① 司書教諭や担当職員を中心とした全職員による取組の充実
- ② 「読書タイム」の継続
- ③ 学校図書館を使った学習活動の推進
- ④ 「子ども読書の日」や「読書週間」における読書推進行事の実施
- ⑤ 学校司書や図書館職員によるブックトーク^{※11}などでの本の紹介
- ⑥ 図書ボランティアによる読み聞かせなどの継続

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は「学習・情報センター」機能と「読書センター」機能を併せ持つ、学校教育の重要な拠点です。子どもが学習や生活の中で気軽に足を運び、思わず本を手に取りたくなる環境、学習資料として探している本が容易に見つけられる環境などの整備に努め、子どもたちと本の出会いの場として、魅力あふれる学校図書館の環境づくりを推進します。

特に、平成24年度から、市内全ての小・中学校図書館に導入したデータベースシステムの利用の促進を図るとともに、市内の全小・中学校に学校司書を計画的に配置していくように進めます。

また、各学校図書館のネットワーク化による相互利用についても研究を行います。

【主な取組】

- ① 学校規模に応じた蔵書の計画的な整備
- ② 子どもたちにとって魅力あふれる学校図書館の環境づくり
- ③ 学校図書館のデータベース化による利用の促進
- ④ 市内の各小・中学校図書館のネットワーク化による相互利用の研究
- ⑤ 学校司書の市内全小・中学校への計画的配置

5 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館では、子どもが本と触れ合える機会を増やすため、おすすめの本などの展示や、さまざまなおはなしの会を開催し、それらの情報を発信する広報活動も行っています。子どもたちが更に新しい本と触れ合うことができるよう、児童書^{*12}や中高生向け資料の充実及び子ども向け行事の拡充を図ります。

市内の子どもの読書に関わる施設や団体に対しては、図書館見学や「出張おはなし会」及び団体貸出制度を実施しています。図書館を身近な存在として活用してもらえよう、利用を更に促進します。

中地区・郡地区公民館、各地区住民センターの図書室に対しては、児童書を配本^{*13}しています。市立図書館に来ることができない子どもが各地区で本に親しめるよう、本の選定支援だけでなく、児童書に関する情報提供も行います。

また、これらの児童サービス^{*14}を行うには、専門的知識や技術が必要となるため、児童サービス担当職員の研修機会を確保し、能力向上に努めます。

施設や蔵書が拡充する一体型図書館が開館するまでに、図書館見学や団体貸出制度などを更に活用してもらえよう、運用体制を整えます。

また、これまで読書活動への関心を高めるために、講演会などを開催してきました。一体型図書館においても、内容を充実させて開催していきます。

【主な取組】

- ① 児童書・中高生向け資料の充実
- ② おはなしの会などの子ども向け行事の拡充
- ③ 図書館見学や「出張おはなし会」及び団体貸出制度の利用の促進
- ④ 中地区・郡地区公民館、各地区住民センターの図書室に対する支援
- ⑤ 児童サービス担当職員の研修機会の確保
- ⑥ 読書活動への関心を高めるための講演会などの開催

6 障がいのある子どもへの読書活動の推進

障がいのある子どもへの読書活動を推進するためには、それぞれの障がいの状態や特性に応じた本などを整備することが必要です。

そのため、障がいのある子どもが通う幼稚園・保育所(園)・認定こども園、放課後児童クラブ、療育支援センター、小・中学校、特別支援学校などに対して、市立図書館から本などの情報を提供するとともに、関係機関からも独自に保有する本などの情報を提供してもらい、情報を共有して連携を強化します。

【主な取組】

- ① 子どもの障がいの状態や特性に応じた本などの整備
- ② 関係機関の連携の強化

7 子どもの読書活動に関わるボランティアなどへの支援

市内の小・中学校では「読書タイム」や「読書週間」の行事として、図書ボランティアによる絵本の読み聞かせなどが行われています。また、公民館などでは、ボランティアグループによる読み聞かせや人形劇などが催されており、地域文庫の運営も地元のボランティアにより行われています。

さまざまな場所でボランティア活動が行われていますが、更なる活動の充実や読書活動の推進には、ボランティア同士の横のつながりを深めることも必要です。市立図書館が中心となり、情報交換や交流の場を設け、ボランティアのネットワークづくりや活動拡大のための支援を行います。

また、ボランティアの人材育成・能力向上のため、ボランティアの要望に応じて図書館職員を講師として派遣し、図書ボランティアの養成や講座及び講演を開催します。

これまで市立図書館では、ボランティアに対し、読み聞かせや例会を行う場を提供してきました。一体型図書館においても、ボランティア活動が更に充実し、子どもの読書活動の推進につながるよう、活動を支援していきます。

【主な取組】

- ① 学校及び地域の図書ボランティアのネットワークづくりの支援
- ② 図書館職員を講師として派遣する講演・講座の開催
- ③ ボランティア活動の支援

第3章 計画の数値目標

この計画は、子どもに読書を強制するものではありません。子どもを取り巻く読書環境を整備し、子どもが自ら進んで読書を楽しめるようにするためのものです。そのため、主に読書環境の整備についての以下のような数値目標を定めることとします。

計画期間の延長にあたり、数値目標を下記のとおり見直しました。

- 「ふるさとのはぐくむ絵本事業（ブックスタート）」の絵本の配布率

平成23年度	平成28年度	平成29年度 (改訂前)	平成31年度 (改訂後)
98.4%	97.4%	100%	100%

- 市内小・中学校への学校司書の配置率

平成23年度	平成28年度	平成29年度 (改訂前)	平成31年度 (改訂後)
9.5% (2校/21校)	100% (21校/21校)	100% (21校/21校)	100% (21校/21校)

- 「学校図書館図書標準」^{※15}の達成割合（小・中学校）

平成23年度	平成28年度	平成29年度 (改訂前)	平成31年度 (改訂後)
64.0%	91.0%	95.0%	95.0%

- 小学校における児童一人あたりの年間貸出冊数

平成23年度	平成28年度	平成29年度 (改訂前)	平成31年度 (改訂後)
26冊	74冊	50冊	80冊

- 市立図書館団体貸出制度利用団体のうち子どもの読書に関わる団体数

平成23年度	平成28年度	平成29年度 (改訂前)	平成31年度 (改訂後)
32団体	84団体	48団体	90団体

<参考資料>

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

用語の説明

- ※1 **ふるさとのところをはぐくむ絵本事業(ブックスタート)**
保健師・助産師・母子保健推進員による赤ちゃん訪問の際に、絵本などを配布する事業。
- ※2 **家族10分間読書運動**
各家庭で10分間程度時間を設け、家族が一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりする活動。
- ※3 **地域文庫**
地域の有志が町内公民館などで絵本の貸出やおはなし会などを行う活動。
 - ・おひさま文庫(上小路公民館内)
 - ・くすのき文庫(池田第一公民館内)
 - ・ひまわり文庫(西大村地区コミュニティセンター内)
- ※4 **団体貸出制度**
幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校などの大村市内の団体に図書館の本をまとめて貸し出す制度。
- ※5 **小さな図書館**
地域の子どもたちに、小さな箱に納められた本を無償で貸し出す非営利の運動。
- ※6 **おむらんちゃん貸出文庫**
大村市内の幼稚園、保育所(園)、認定こども園などに、絵本のセット貸しを行う。平成27年度に「幼稚園貸出文庫」(昭和57年～)から名称を変更。
- ※7 **出張おはなし会**
図書館職員が幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小学校などに
出向き、絵本や紙芝居などの読み聞かせを行う。

- ※8 **読書タイム**
大村市内の小・中学校で行われている始業前の一斉読書の時間。
- ※9 **司書教諭**
司書教諭の講習を修了した教諭。「学校図書館法（昭和二八年法律第一八五号）」により、原則として、12学級以上の学校には必ず置かなければならないとされている。
- ※10 **学校司書**
「学校図書館法」第六条に規定され、学校図書館の職務に従事する司書教諭以外の職員。
- ※11 **ブックトーク**
特定のテーマにそって、何冊かの本を順序立てて紹介すること。
- ※12 **児童書**
乳幼児から小学生、中学生くらいまでの読書興味や読書レベルにあった図書。絵本や文学だけでなく、さまざまな分野の読み物、辞書などの参考図書なども含まれる。
- ※13 **配本**
中地区公民館、郡地区公民館、住民センターの各図書室の特性にあわせ、図書館職員が本を選び、購入し、配達すること。
- ※14 **児童サービス**
図書館が子どもを対象として行うサービス全般を指す。
- ※15 **学校図書館図書標準**
公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、平成5年に文部省（当時）が設定したもの。

大村市子ども読書活動推進計画

策定 平成25年3月

改訂 平成30年3月

〒856-0831

長崎県大村市東本町481番地
大村市立図書館

〒856-0825

長崎県大村市西三城町12番地
大村市立図書館 仮事務所

電話 0957-52-2457

FAX 0957-52-2514

E-mail tosyokan@city.omura.nagasaki.jp